

生産情報公表農産物の日本農林規格の検討について

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
1 適用の範囲（定義・生産情報公表農産物）	- 加工食品であるが、製茶についても生産情報公表 J A S 規格の対象として頂きたい。 - この部会では、生鮮食品を対象とすることによいのではないか。	- 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの適用対象にはお茶は含まれるが、製茶を生産情報公表農産物 J A S 規格に入れるのは難しいのか。 「雑穀」に麦類（大麦、小麦等）が入っていないのはなぜか。 - 豆類などは殆ど加工されて流通するが、生鮮として店頭に出ない農産物を含めるのは製造業者にも生産情報を公表すると言うことか。	【規格イメージ】 ○ 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準の規格に適合する農産物をいう。 【説明】 具体的には、次に掲げる品目が対象となる。 野 菜：根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜 果 実：かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実 米 穀：玄米、精米 麦 類：大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦 雑 穀：とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、はとむぎ、その他の雑穀 豆 類：大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
2 生産情報の公表単位（定義・生産単位識別番号）			
	・ 品種、単位等細かく決められると、色々と制約があり普及しにくい面がある。 ・ 栽培履歴等が管理できる組織の組合、生産部会や支部の単位として頂きたい。 ・ 生産者グループや農協単位として行った方がよい。 ・ どのような内容の情報を公表するかにより、決まってくる部分もある。 ・ 農薬等の使用条件が同じにすることができる範囲で議論した方がよい。 ・ 生産部会・グループ単位で、農薬の回数、肥料の使用量、栽培基準等を定め、その情報を公表した方がよい。 ・ 個々の生産農家を単位とするのではなく、同じ栽培基準で栽培しているグループを単位とした方がよいと思います。	・ 「単一のプロダクション情報」の定義は何か。生産情報はグループで少しずつ異なるのではないか。 ・ 生産部会・生産者グループ等には個人も入るのか。	【規格イメージ】 ○ 農産物の生産単位を識別するための番号等をいう。 【説明】 ・ 単一のプロダクション情報とすることができる生産者個人又は生産部会・生産者グループ等の単位とする。 （生産者個人又は生産部会・生産者グループ等で栽培基準等を定め生産情報を管理できることが前提となる。） ・ 生産部会・生産者グループ等の場合、生産情報として「生産者の氏名及び住所」を公表するに当たっては、個々の生産者の氏名及び住所を全て公表する必要がある。

事項	第 1 回部会における主要意見	第 2 回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
3 公表される生産情報（定義・生産情報）			
		- グループ内で同じ農産物を栽培しているのであれば、グループ名と代表者名程度の表示でいい。 - 生産者の氏名だけではなく住所やほ場の住所も表示した方がよいが、大人数のグループだと難しいので、条件を明確に	【規格イメージ】 ○農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 - 生産者（ほ場における栽培管理を行う者をいう。）の氏名及び住所 - ほ場の所在地 - 収穫期間（1 週間以内の期間に限る。） - 生産者が使用した農薬（特定防除資材を除く。）の用途別分類、名称（主成分）及び使用回数（ほ場ごとやグループ内の生産者間で農薬の使用回数が異なる場合には、最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） - 生産者が使用した特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数（ほ場ごとやグループ内の生産者間で特定防除資材の使用回数が異なる場合には、最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） - 生産者が施用した肥料の種類及び施用量（ほ場ごとやグループ内の生産者間で肥料の施用量が異なる場合には、最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） - 生産者が施用した土壌改良資材（肥料を除く。）の種類及び施用量（ほ場ごとやグループ内の生産者間で土壌改良資材の施用量が異なる場合には、最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） 【説明】 ○生産者の氏名及び住所 - 詳細な情報を公表するという生産情報公表 J A S の性格上 - 生産部会・生産者グループ等の場合、生産情報として「生産者の氏名及び住所」を公表するに当たっては、個々の生産者の氏名及び住所を全て公表する必要がある。

した方がよい。

- ・ 代表者の氏名と住所だけ表示して、「他、〇名」でインターネット等で確かめられればよい。

- ・ ほ場の所在地の公表は必要ないが、生産者の住所は番地まで公表する必要がある。
- ・ 管理者の氏名と住所があれば、ほ場の住所は入らない。
- ・ 一般的に生産者＝ほ場の管理者と考えるので、ほ場の所在地は公表しなくてもよい。

- ・ 出荷日と収穫日の両方は必要ない。収穫日の方が必要

【Q & Aにおいて規定】

- ② 住所は番地まで公表することとする。

公表情報例（生産者個人の場合）

【生産者の氏名：〇〇 〇〇】

【生産者の住所：〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号】

公表情報例（複数の生産者の場合）

【生産者の氏名：〇〇 〇〇】

【生産者の住所：〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号】

【生産者の氏名：□□ □□】

【生産者の住所：□県□市□町□丁目□番□号】

【生産者の氏名：△△ △△】

【生産者の住所：△県△市△町△丁目△番△号】

○ほ場の所在地

【Q & Aにおいて規定】

- ・ 生産に関する基本情報を基本的にすべて公表するという生産情報公表JASの性格上、ほ場の所在地の住所を一部省略することは適当でなく、住所は番地まで公表することとする。

公表情報例

【〇県〇市大字〇〇番地】

【△県△市大字△△番地】

【□県□市大字□□番地】

○収穫期間

- ・ 収穫期間は、可能な限り正確な収穫日に近い情報の提供を

- ・ 品目によっては「〇年産」表示もある。
- ・ 収穫日を書くのなら「〇月〇日～〇月〇日」の方がよい。
- ・ 収穫日の表示は必要だと思うが、品目によって違うので、「〇年産」、「〇年〇月」、「〇年（季節）」など書き方を選ぶという形にすればよい。

行う観点から、1週間以内の期間に限定。

公表情報例

【16年4月1日】

【16年4月1日～16年4月7日】

- ・ 生鮮食品は鮮度を目でみて判りますので、出荷日、収穫日は公表する必要はないと思います。
- ・ ほ場の住所、出荷者の氏名・住所は栽培責任者、確認責任者と整合性をとっていただきたい。
- ・ 農産物毎に出荷日を公表するものと公表しないものに細かく分けずに、一律に出荷日を公表すべきである
- ・ 長く保存できる農産物については出荷日、鮮度低下の早いものについては収穫日としてはどうか。
- ・ コストと普及を考えた場合、出荷日は馴染まない。
- ・ 出荷日、収穫日については、強制情報とするのではなく、任意情報とすればいいのではないか。
- ・ 生産情報の中に何らかの日付情報を入れることにより、情報の信頼性が高まるので、何らかの日付を公表することは必要ではないか。

- ・ 品種を気にしないで生産している農家もいることから、品種まで義務付けるのは難しい。
- ・ 種苗法に基づいて登録されたもので特徴をうたいたいものについては、書いてもいいという形にした方がよい。
- ・ 品種を書かれても分からない品目（きゅうり）と品種の表示は選択の目安となる品目（いちご）がある。特に書かなくても支障のないものについては表示はなくてもよい。
- ・ 品目によって品種の記載を義務づけることはできないか。品目によって決めた方がよい。
- ・ 実際に野菜だと品種がわからないものもある。品種の表示は任意にして欲しい。
- ・ 品種が一般化されている品目とされていない品目とでわけたらどうか。
- ・ 品種のわからないものもあるので品種を義務づけるのは難しい。
- ・ 任意で表示する場合、表示される品種を種苗法に基づいて登録されたものなどの括りが必要ではないか。
- ・ 品種は箱に書かなくてもよいが、消費者が見えることのできる情報としては必要だと思うので、任意でなく義務化すべ

【説明】

【Q & Aにおいて規定】

- 任意で公表する情報であっても、公表すべき生産情報のほか、例えば、品種や栽培方法といった生産情報についても合わせて公表することが可能。
- ただし、「生鮮食品品質表示基準」や「玄米及び精米品質表示基準」と同様の考え方にに基づき、任意で公表する情報については、消費者に誤認を与えないものでなければならない。

【規格イメージ】

- **生産情報公表農産物の生産情報以外の情報を公表する場合は、次に掲げる事項は、これを公表してはならない。**
 - (1) **実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語**
 - (2) **生鮮食品品質表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語**
 - (3) **その他農産物の品質を誤認させるような文字、絵、写真、その他の事項**

きである。

- ・ 原木栽培、菌床栽培、水耕栽培、ハウス等については、書くべき。
- ・ 水耕栽培や養液栽培もあるし、露地栽培かハウス栽培かで異なるので必須情報とした方がよい
- ・ 栽培方法は必須情報とした方がよい。
- ・ 生産物の品質を表すので、必須でも任意でも栽培方法を書く範囲を設けてはどうか。
- ・ 栽培方法が明確に定義されているものはあまりないことから、栽培方法が定義付けされてから必須情報とすべき。
- ・ 全てやるのは難しい。品目を限定してハウス栽培や水耕栽培など、書けるものだけに限定した方がよい
- ・ 品目によって限定すればよい。
- ・ 栽培方法については事務局の宿題とさせて頂く。
- ・ 栽培方法について採取か栽培の公表は行って欲しい
- ・ 生産者が努力しても、流通の最終段階で店頭表示されない場合があると困るので、インターネットでの公表は最低限の条件にしてもらいたい。

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
4 農薬の使用情報（定義・生産情報（農薬））	- 生産者グループ内で決めた農薬や使用回数等の情報をグループの情報として公表すればいいのではないか - 使用目的については、あまり情報を多くすると消費者にわかりにくくなるので、公表する必要はない。 - 総使用回数については、集団として情報を公表すればいいのではないか。 - 商品名毎に成分含有率が違うので、成分名を記載する方がいいのではないか。 - 使用量、希釈倍率の情報を公表する必要はない。 - 農薬の使用回数の情報でいいと思います。	- 消費者は特定防除資材を農薬として認識してしまうので、特定防除資材として登録されたものは記載しなくてもいいのではないか。 - 消費者は農薬等の使用についての意識が高いので、使ったものはすべて書く方がいいのではないか。 - 性フェロモン剤の書き方について慎重にお願いしたい。	【規格イメージ】 ○(4) 生産者が使用した農薬（特定防除資材を除く。）の用途別分類、名称（主成分）及び使用回数（ほ場ごとやグループ内の生産者間で農薬の使用回数が異なる場合には、最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） (5) 生産者が使用した特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数（ほ場ごとやグループ内の生産者間で特定防除資材の使用回数が異なる場合には、最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） ○農薬：農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項（同条第2項の規定により農薬と見なされる天敵を含む。）の農薬をいう。 ○化学合成農薬：農薬のうち化学合成されたものをいう。 ○特定防除資材：農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の特定農薬をいう。 【説明】 【Q & Aにおいて規定】 ・農薬の使用回数には、種子消毒の回数も含む（農薬取締法施行規則等において、農薬の総使用回数について、は種のための準備期間を含めた期間における総使用回数とする旨を明確化するための改正を予定）。

生産者グループ

生産者 A

< 農薬 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	石灰硫黄合剤	1 回
殺虫剤	除虫菊乳剤	2 回
殺虫剤	マラソン乳剤	2 回
除草剤	2,4-PA 水溶剤	1 回

< 特定防除資材 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	食酢	3 回

生産者 B

< 農薬 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	石灰硫黄合剤	1 回
殺虫剤	除虫菊乳剤	5 回
殺虫剤	マラソン乳剤	2 回
除草剤	2,4-PA 水溶剤	5 回

< 特定防除資材 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	食酢	1 回



< 公表情報例 >

< 農薬 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	石灰硫黄合剤	1 回
殺虫剤	除虫菊乳剤	2 ～ 5 回
殺虫剤	マラソン乳剤	2 回
除草剤	2,4-PA 水溶剤	1 ～ 5 回

< 特定防除資材 >

用途別分類	名 称	使用回数
殺菌剤	食酢	1 ～ 3 回

事項	第 1 回部会における主要意見	第 2 回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
5 肥料及び土壌改良資材の使用情報（定義・生産情報（肥料））			
	- 保証成分量については、肥料の名称、施肥量をたどればわかるので、公表する必要はないのではないか。 - 購入堆肥、自分で作ったものは作った方法も含め情報とした方がいいと思います。 - 硝酸濃度については、栽培環境により異なり、基準もないので表示はしない方がいいと思います。 - 肥料の使用について、生産者は法律を遵守しているので、使用した肥料を全て公表していただきたい。 - 土壌改良資材についても、すべて公表していただきたい。 - 畑に使用したものはすべて公表情報にするべきだと思います。 - 土壌改良資材や堆肥については、生産者が記帳する必要はありますが、公表の必要はないと思います。	- 農薬と同じように、肥料と土壌改良材もわけて書いた方がよい。 - 有機農産物と生産情報公表 J A S では、特定防除資材や土壌改良資材の公表で整合性がとれていないため、整合性を図るため化学農薬と化学肥料だけを公表すればよいのではないか。 - 生産資材についても情報を公表した方がよい。 - 地力増進法に掲げられている土壌改良資材は害がないものなので、書く必要はない。もっと中心的に量を使ったものを公表すべきである。 - 情報を公表するなら全てを書くべき。	【規格イメージ】 ○(6) 生産者が施用した肥料の種類及び施用量（ほ場ごとやグループ内の生産者間で肥料の施用量が異なる場合には、最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） (7) 生産者が施用した土壌改良資材（肥料を除く。）の種類及び施用量（ほ場ごとやグループ内の生産者間で土壌改良資材の施用量が異なる場合には、最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） ○肥料：肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 1 項の肥料をいう。 ○化学肥料：肥料のうち化学合成されたものをいう。 ○土壌改良資材：地力増進法（昭和 5 9 年法律第 3 4 号）第 1 1 条第 1 項の土壌改良資材をいう。 【説明】 【Q & A において規定】 - 記録は前作収穫後から収穫までの情報とする 10a 当たりの施用量の計算は、ほ場ごとに行う（異なるほ場の施用量を合算して計算することは不可）。

ル

生産者グループ

生産者 A

< 肥料 >

種 類	施用量
硫酸アンモニア	5 kg / 10a
過リン酸石灰	2 kg / 10a
堆肥	3 0 0 kg / 10a

生産者 B

< 肥料 >

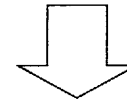
種 類	施用量
硫酸アンモニア	1 0 kg / 10a
過リン酸石灰	1 kg / 10a
堆肥	1 0 0 kg / 10a

< 土壌改良資材 >

種 類	施用量
木炭	5 kg / 10a

< 土壌改良資材 >

種 類	施用量
木炭	3 kg / 10a



< 公表情報例 >

< 肥料 >

種 類	施用量
硫酸アンモニア	5 kg ~ 1 0 kg / 10a
過リン酸石灰	1 kg ~ 2 kg / 10a
堆肥	100 kg ~ 300kg / 10a

< 土壌改良資材 >

種 類	施用量
木炭	3 kg ~ 5 kg / 10a

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
6 生産情報の記録・保持及び公表の基準			
			【規格イメージ】 ○ 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を生産単位識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実 に即して公表していることとする。

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
7 品質に関する表示の基準			【規格イメージ】 ○表示事項 次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 生産単位識別番号 (2) 生産情報の公表の方法 ○表示の方法 生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項、生産単位識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 生産単位識別番号 小売販売業者以外の販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を小売販売業者以外の販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては、容器若しくは包

4

装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。

○表示禁止事項

表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

【説明】

・これらの他、「生鮮食品品質表示基準」で規定されている表示事項（名称、原産地）や「玄米及び精米品質表示基準」で規定されている表示事項を表示する必要がある。

名称の表示例

【いちご（生産情報公表農産物）】

事項	第1回部会における主要意見	第2回部会における主要意見	生産情報公表農産物の日本農林規格のイメージ・補足説明
8 特別栽培農産物等の取扱（生産情報の記録・保持及び公表の基準） - ガイドラインと生産情報公表農産物の規格は、考え方や語句の表現方法等について整合性を図っていただきたい。 - 特別栽培農産物であれば、生産情報公表JASで格付けしたものとしていないものも統一して表示はした方がよい。 - 表示は、お年寄りから子供まで受け入れるためには、インターネットやFAX等の機器に頼る表示でなく、店頭で見ることができた方がよい 【規格イメージ】 (1) ホームページ上で当地慣行何割減と表示する場合 - ホームページにおいて、農薬の使用回数を当地比何割減と公表する場合にあっては、当該産地の慣行的に行われている農薬の使用回数（地方公共団体が定めるものに限る）をホームページ等で公表する。 - ホームページにおいて、化学肥料に含まれる窒素成分量を当地比何割減と公表する場合にあっては、①生産者が施用した化学肥料の窒素成分量を10a当たりで換算した量を生産単位識別番号ごとに記録・保持・公表するとともに、②当該農地の慣行的に行われている化学肥料の窒素成分量を10a当たりで換算した量（地方公共団体が定めるものに限る）をホームページ等で公表する。 (2) 商品上において当地比何割減と表示する場合 - 上記に同じ（特別栽培農産物のガイドラインでは、商品上に農薬の使用回数、化学肥料の窒素成分量についての表示が必要であるが、生産情報公表農産物にあっては、商品上の表示ではなく、ホームページ等において公表すれば良いこととする。			

17

農林水産省新ガイドラインによる表示例

特別栽培はくさい	
化学合成農薬	当地比5割減（使用回数）
化学肥料	当地比5割減（窒素成分）
栽培責任者	〇〇〇〇
所在地	〇県〇市〇町〇〇番地
連絡先	電話番号
確認責任者	〇〇農協〇〇課
所在地	〇県〇市〇町〇〇番地
連絡先	電話番号

【化学合成資材の使用状況】

使用資材名	用途	回数・量
石灰硫黄合剤	殺菌	1回
マラソン乳剤	殺虫	2回
2,4-PA水溶剤	除草	1回
硫酸アンモニア	元肥	窒素4kg／10a

当地比何割減である場合、ホームページで公表又は商品上に公表する場合の農薬又は化学肥料に関するホームページ上における公表情報の例

公表情報例

<農薬>

用途別分類	名称	回数	当地慣行
殺菌剤	石灰硫黄合剤	1回	8回
殺虫剤	マラソン乳剤	2回	
除草剤	2,4-PA水溶剤	1回	

<肥料>

種類	施用量	当地慣行
硫酸アンモニア	20kg／10a（窒素4kg／10a）	窒素8kg／10a
過リン酸石灰	2kg／10a（—）	
堆肥	2kg／10a（—）	